

【別添2】

国土入企第20号

平成29年1月24日

各都道府県主管担当部局長 殿

(契約担当課扱い)

(建設業担当課扱い)

各政令指定都市主管担当部局長 殿

(契約担当課扱い)

(建設業担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「官公庁施設整備における発注者のあり方について」の  
答申（社会資本整備審議会）について

平成29年1月20日、国土交通大臣宛に、社会資本整備審議会から「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申が別添1の通りありましたので送付します。

本答申では、公共建築工事の「発注者の役割」を明確化するとともに「その役割を適切に果たすための方策」が提言されており、全ての公共建築工事の発注者へ向けた内容となっています。

貴職におかれましては、公共建築工事の発注にあたり本答申を参考として頂くようお願い致します。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村(政令指定都市は除く。)に対して、本通知の周知をお願いいたします。

なお、別添2、3のとおり、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

【別添3】

国土入企第22号  
平成29年1月24日

発注関連業務団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

官公庁施設整備における発注者のあり方について」の  
答申（社会資本整備審議会）について

平成29年1月20日、国土交通大臣宛に、社会資本整備審議会から「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申が別添1の通りありましたので送付します。

本答申では、公共建築工事の「発注者の役割」を明確化するとともに「その役割を適切に果たすための方策」が提言されており、全ての公共建築工事の発注者へ向けた内容となっています。

貴職におかれましては、本答申についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知をお願いいたします。

なお、別添2、3のとおり、各都道府県及び政令指定都市、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。